

令和5年度宮城県防災会議 議事録

1 日 時 令和5年1月21日(火)午後1時30分から午後2時30分まで

2 開催場所 宮城県行政庁舎2階 講堂

3 出席者 別添「令和5年度宮城県防災会議出席者名簿」のとおり

4 概 要

- 審議事項 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について承認をいただいた。
- 報告事項(1)市町村地域防災計画の修正について、(2)宮城県第五次地震被害想定調査について、(3)「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」について、(4)「令和5年分の災害等の発生状況」について報告を行った。

5 詳 細

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 定刻になりましたので、令和5年度宮城県防災会議を開催いたします。
本日の会議はウェブ会議と併催して開催しております。よろしくお願いいたします。
本日の会議の定足数でございますが、代理出席の方を含め、48名の委員の御出席をいただいております。委員数60名の半数を超えておりますので「宮城県防災会議規程」第4条第1項の規定により、会議が成立することを報告して申し上げます。この会議は「宮城県情報公開条例」第19条に基づき公開することとなっております。
なお、本日は2名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。
会議の傍聴にあたりまして、傍聴される方は、お渡ししております傍聴要領を御一読いただき、遵守いただきますようお願い申し上げます。
ウェブ会議で参加される委員の皆様にお願いがございます。1点目、音声聞き取りやすくなるよう御発言の時以外には、常にマイクをミュートでお願いいたします。
2点目、発言される際はリアクションボタンにて挙手願います。なお、発言される際はミュートを解除してから御所属名とお名前を仰ってから、発言をお願いいたします。
最後に3点目、各議決の採択に入りましたら、議長の問いかけに対し、ミュートボタンを解除してから御意見等について御発言願います。
続きまして、本日の配布資料についてですが、ウェブ会議で参加されている委員の皆様には、事前に資料をメールにて送信させていただいておりますので、そちらを御覧願います。
資料については全部で15部ございます。次第の資料と、配布資料一覧、「資料1」、「資料2の1新旧対象表〔地震災害対策編〕」、「資料2の2新旧対照表〔津波災害対策編〕」、「資料2の3新旧対照表〔風水害等災害対策編〕」、「資料3宮城県地域防災計画〔資料編〕修正状況一覧」、「資料4宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について」、「資料5宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕新旧対照表」、「資料6宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料修正状況一覧」、「資料7市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について」、「資料8宮城県第五次地震被害想定調査について」、「資料9の1『災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針』について」、「資料9の2『災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針』改正後の全文」、「資料10令和5年分の災害等の発生状況について」そのほか、「政府が支える地震保険」の資料2枚、「みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金」の資料がその下になっております。
資料が不足している方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは伊藤副知事より御挨拶申し上げます。

(伊藤副知事)

- 副知事の伊藤でございます。ウェブ会議の併用ですので、座ったままで失礼いたします。本日はお忙しい中、本会議に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本県の防災行政の推進について、日頃から多大なる御理解と御協力を賜りましてこの場を借りて厚くお礼申し上げます。この宮城県防災会議の趣旨ですが、県の地域防災計画の修正をはじめとする、本県にお

ける重要な防災施策に関する審議などのほか、関係機関が連携して取り組むべき新たな課題等にかかる意見交換や、情報共有の場として開催をさせていただいております。また、近年の社会情勢の変化を踏まえ、防災対策の推進に当たって、地域の様々な主体が参画し、多様な視点の意見や考えの反映が求められておりますところ、本年度から自主防災組織や学識経験者からなる、10名の女性委員の皆様新たに御就任いただきました。委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日はお手元に配布してある通り、「県地域防災計画の修正について」の審議に加え、「市町村地域防災計画の修正」や「第五次地震被害想定調査の調査結果」について事務局から御報告をさせていただきます。

そのうち、審議事項であります「県地域防災計画の修正」につきましては、1点目、昨年9月に変更されました、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」における「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信する取り組みが、昨年12月から運用開始されたことはじめとする、国の防災基本計画の修正を踏まえたもの、これが1点目。

2点目、令和3年度から今年度にかけて実施いたしました、「第五次地震被害想定調査」の完了に伴い修正を行ったもの。

3点目、そのほか県の防災施策の進展等を踏まえて修正を行うものでございます。御出席の委員の皆様におかれましては、今後とも本県の防災行政の実施に、より一層の力添えを賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくようお願いいたします。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 会議出席者の御紹介につきましては、お手元の資料の出席者名簿に代えさせていただきます。それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、伊藤副知事に進行をお願いしたいと思います。伊藤副知事、お願いいたします。

(議長：伊藤副知事)

- 改めましてよろしく申し上げます。それでは、審議事項、「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編〕・〔津波災害対策編〕・〔風水害等災害対策編〕・〔原子力災害対策編〕・〔資料編〕」の修正について事務局から説明願います。

(説明者：大内防災推進課長)

- 防災推進課長の大内でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。着座のままで御説明を申し上げます。それでは、宮城県地域防災計画の修正のうち、地震、津波、風水害等災害対策編の説明を申し上げます。お手元の「資料1 宮城県地域防災計画の修正について（地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編）」の1ページをお開き願います。「1 修正の経緯」につきましては、概要図でまとめてございます。平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正や防災基本計画の修正を行っており、本県においても、東日本大震災の教訓や国の動きを踏まえ、県地域防災計画の大幅な見直しを実施してきたところでございます。今年度の動きといたしましては、概要図の右側、赤枠部分の下段となりますが、昨年9月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更、今年5月の国の防災基本計画の修正、また今月完了いたしました、第五次地震被害想定調査や県の防災施策の動向等も踏まえ、県地域防災計画の修正を行おうとするものでございます。修正にあたりましては、これまでと同様に、各市町村や防災関係機関の皆様に対し、事務局から修正事項の有無を照会し、その御回答を受けて修正案の作成、内容の確認等を行った上で修正案としてお示ししているところでございます。続きまして2ページを御覧いただきます。「2 令和5年度の主な修正内容」について御説明申し上げます。「防災基本計画の修正の反映」の「1 最近の進展等を踏まえた修正」のうち、「(1) 多様な主体と連携した被災者支援」といたしましては、大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営するためには、平時から市町村が社会福祉協議会等との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしておくことが重要であると示されたことなどから必要箇所を修正しております。

次に「(2) 県民への情報伝達」といたしましては、長周期地震動により人命にかかる重大な災害が起こる恐れがあることから、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加したほか、通信障害の発生が増大していることを踏まえ、電気通信サービスにおける事故及び障害発生時の周知・広報等の在り方が示されたことなどから、必要箇所を修正しております。

「(3) デジタル技術の活用」といたしましては、災害時、被災者支援に係る業務の迅速化・効率化を図るため、国においてシステムを構築し、令和4年度からその運用が開始されたことをうけ、必要箇所を修正してございます。

次に「2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正」といたしましては、日本海溝・千島海溝沿いでM_w（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合、その後の大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信する取組が令和4年12月から開始したことを踏まえ、必要箇所を修正しております。

次に、「3 令和4年に発生した災害を踏まえた修正」といたしましては、令和4年1月に発生した、トンガ諸島での火山噴火による潮位変化を踏まえ、県民への普及啓発や津波警報等及び避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えることが示されたことから、必要箇所を修正しております。

次に、「第五次地震被害想定調査の完了に伴う修正」につきましては、「県内に大規模な被害をもたらす地震の想定、被害の予測、減災目標の設定等」の詳細を、後ほど報告事項として改めて御説明いたしますが、本調査は、令和2年度に本会議において設置の承認をいただきました「地震対策等専門部会」において実施したものでございます。

同部会では、地震や津波に関する学識経験者やライフライン等関係機関、国の機関等の方々を専門委員とし、東北地方太平洋沖地震、宮城県沖地震（連動型）、スラブ内地震及び長町一利府線断層帯地震の4つの地震を対象として、その地震動や津波の計算、人的被害・物的被害の予測、今後の防災対策や減災目標について、令和3年度から今年度までの3か年にかけて調査・審議を行っていただきました。

今年度、本調査が完了したことから、今般の県地域防災計画の修正にあわせて、想定される地震や津波、被害予測の内容など、調査結果を反映するとともに、今後10年間の減災目標を設定するものであり、こうした具体的な期間を定めた減災目標の県地域防災計画への明記は初めてのものとなります。

次に、「その他の修正」のうち、「(1) 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の設置等といたしましては、福祉分野についても一元的に調整を行える体制を整備するため、「宮城県保健医療福祉調整本部」に名称を改めたことから、必要箇所を修正しております。

次に「(2) 災害対策基本法施行令の改正（緊急通行車両標章等交付の制度変更）」といたしましては、災害対策基本法施行令の改正により、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両について、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受けることができるようになったことから、必要箇所を修正してございます。

次に「(3) 交通マネジメントの検討・調整、実施体制の構築」といたしましては、国の第2次「交通政策基本計画」において、地域防災計画に道路交通マネジメントの位置付けや、発災時において速やかに対策を実施するための体制構築について明記されましたことから、必要箇所を修正しております。

次に「(4) 県復興・危機管理部の組織再編」といたしましては、復興・危機管理総務課の所属でありました危機対策班が、今年度から防災推進課の所属となったことなどから、必要箇所を修正しております。

次に「(5) 自然災害の県配備体制の変更」といたしましては、県の「県災害対策本部要綱」及び「災害対策警戒配備要領」の一部改正があったことから、必要箇所を修正してございます。

次に「(6) 編間の重複箇所の整理」といたしましては、県地域防災計画は、今回修正前の時点で、3編合わせて約1,200ページの大冊となっていたことから、閲覧性の向上などのため、必要箇所を修正してございます。

以上、県地域防災計画 地震・津波・風水害等災害対策編の主な修正内容について、御説明を申し上げます。

これらのほかにも、防災に関する修正事項がございますが、それらの事項につきましても、防

災関係機関の皆様からの御意見を踏まえ、県庁内各部局と調整を行い、また、各市町村からも意見を頂戴した上で、本日の説明資料としてお示ししてございます。

詳細につきましては、資料2の1から2の3までの新旧対照表に記載しておりますので、参考にして御覧願います。

なお、資料3の資料編 修正状況一覧につきましては、黄色で網掛けをしております項目が修正を行った資料となっておりますので、後ほど御確認願います。

続きまして、原子力災害対策編分の説明につきましては、原子力安全対策課に引き継がせていただきます。

(説明者：横田原子力安全対策課長)

○ 原子力安全対策課長の横田でございます。

引き続き、審議事項のうち、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について、御説明させていただきます。着座で失礼させていただきます。

お手元の「資料4 令和5年度 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について」の表紙をめくりいただき、1ページ目を御覧ください。

1の「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の主な修正内容について、概要を記載しております。地域防災計画〔原子力災害対策編〕は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針改正に伴い、都度、修正を行ってまいりました。令和5年度につきましても、5月に国の防災基本計画に見直しがございましたので、地域防災計画〔原子力災害対策編〕に反映させることとしております。

2ページ目を御覧ください。2の「令和5年度の主な修正内容について」でございます。修正内容を「国計画の修正等の反映」と「その他の修正」の大きく2つに分けて御説明いたします。

始めに、資料の左半分、「国計画の修正等の反映」を御説明いたします。

1点目の「防災基本計画との整合」と2点目の「災害対策基本法施行令の改正を踏まえた修正」につきましては、先ほど防災推進課から御説明しましたとおり、地域防災計画の自然災害対策編と共通する部分や災害対策基本法施行令の改正を踏まえて、同様の修正を行うものです。

3点目の「原子力災害対策マニュアルとの整合」は、国の原子力災害対応マニュアルに合わせた語句等の統一を行うものです。

続きまして、資料の右半分、「その他の修正」を御説明いたします。

1点目の「県復興・危機管理部の組織再編に伴う修正」と2点目の「自然災害の県配備体制の変更に伴う修正」は、先ほど防災推進課から御説明しましたとおり、令和5年4月からの県組織再編や自然災害発生時の県配備体制の見直しに伴い、必要な修正を行うものです。

次に、3点目の「情報伝達手段の追加」について御説明いたします。県では、原子力災害発生時における住民への情報伝達や住民避難の支援を目的として、昨年度から「スマートフォン向けアプリケーション」の開発を進めてきており、今年8月の実証試験を経て、9月27日から運用を開始いたしました。このため、地域防災計画〔原子力災害対策編〕の「住民等への的確な情報伝達活動」という項目に記述を追加するものです。

なお、この「スマートフォン向けアプリケーション」の運用地域は、今年9月の運用開始時点では女川町のみとしておりましたが、今後、女川原子力発電所から概ね5km圏のPAZや30km圏のUPZと呼ばれる原子力災害時に避難等が必要となる地域に順次拡大していく計画です。

最後に4点目の「その他」ですが、こちらは文章表現の統一や語句等の記述を適正化したものです。詳細は、「資料5 新旧対照表」に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、原子力災害対策編の別冊資料につきましても、先ほど防災推進課から御説明した自然災害対策編と同様に「資料6 修正予定一覧」の網掛けした項目を修正予定です。こちらも後ほど御覧ください。

地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正に関する説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(議長：伊藤副知事)

- それではただいまの説明について、質疑等をお受けしたいと思います。この場に御出席の委員の皆様については挙手をお願いいたします。また、ウェブ出席の委員の皆様については、画面右下のリアクションボタンを押していただいて、事務局から指名いたしますので、質問する上でミュートを解除した上で御発言いただきます。進行上まず会場御出席の委員の皆様から御発言をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。会場出席の委員の皆様いかがでしょうか。それではウェブサイトに出席のウェブで御出席の委員の皆様、御発言をお願いいたします。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- ウェブ会議の質問はありません。

(議長：伊藤副知事)

- それでは改めて会場の委員の皆様御発言よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。
それでは御異議がないようですので、ただいま御説明いたしました「宮城県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編、資料編）の修正について」は、この本会議によりまして了承されたものとしてよろしいでしょうか。ウェブで御参加の皆様もよろしいでしょうか。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 大丈夫です。

(議長：伊藤副知事)

- それではそのように決定させていただきます。ありがとうございました。
それでは、審議事項はここで終了いたしますので、一旦進行を事務局に戻しますので、よろしくをお願いします。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 続きまして報告事項について、事務局から4点ほど報告があります。それでは事務局からお願いいたします。

(説明者：大内防災推進課長)

- 引き続きまして、防災推進課の大内でございます。私の方から報告事項についての御説明を申し上げます。
まず、「報告事項（1）市町村地域防災計画の修正に係る専決処分について」を御説明申し上げます。資料7を御覧ください。
県内市町村地域防災計画の作成、又は修正に関します当会議からの意見具申につきましては、宮城県防災会議規程に基づき防災会議会長の専決事項となっております。また、専決処分につきましては、防災会議に報告しなければならないとされておりますことから、今回、資料にあります12市町村の地域防災計画の修正について、専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。市町村地域防災計画の修正につきましては、引き続き早期の修正に向けて助言してまいりたいと考えております。資料7につきましては、以上でございます。
続きまして、「報告事項（2）第五次地震被害想定調査の概要について」を御説明いたします。資料8を御覧願います。はじめに、「1 調査概要」でございます。
本調査は国の防災基本計画や震災対策推進条例等に基づき、① 地震動・津波の計算、② 人的被害・物的被害等の予測、③ 防災対策・減災目標の検討を行うものでございます。
本調査の結果は、県民の防災意識向上や、関係機関の方々が行う事前対策における基礎資料等として広く活用していただくことを想定しています。
また、本日の審議事項にございましたように、県地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対

策編の修正や今後「みやぎ震災対策アクションプラン」という事業計画を策定する際にも活用してまいります。

続きまして「2 実施体制」でございます。本会議に「地震対策等専門部会」を設置することにつきましては、令和2年度に承認いただき、翌令和3年度から今年度までの3か年にわたり、学識経験者やライフライン等関係機関、国の機関等の計19名で調査を行ってまいりました。

続いて、「3 調査の特徴」でございます。本調査は、前回の第四次調査が東日本大震災で中止となったことから、県として震災後初めて実施したものでございます。調査内容に関する主な特徴としては、(1)最大クラスの津波や、スラブ内地震を新たに想定地震に加えましたこと、(2)今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討したことが挙げられます。

続きまして、「4 被害予測の総括と今後の課題」でございます。本調査で被害想定を行った地震が表及び地図に①から④で示しております4つの地震でございます。表には想定される震度、津波高のほか、代表的な被害量として死者数を総数及び要因別の数字で整理しております。

今回の調査結果から考えられる、これまでの防災対策の効果及び今後の課題を表の下にまとめております。

1つ目の津波対策については、海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震(連動型)など、比較的頻度の高い津波に対する安全度が大きく向上したものと考えられます。その一方で、東北地方太平洋沖地震など最大クラスの津波は防潮堤を超える規模のため、適切な避難行動をとることが必要不可欠であり、特に、表と地図中にAとBで示しております日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高いと考えられています。

2つ目の揺れ・火災対策については、前回の調査時点と比較して耐震化率が向上しています。このことにより揺れや、建物倒壊に起因する火災被害の軽減に寄与していると考えられます。耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、火災被害をさらに軽減するため、より火災に特化した対応も必要であると考えられます。

続いて、「5 今後の防災対策、減災目標」でございます。地域防災計画で定めております「地震・津波による被害を最小化」という基本方針のもと、期限を定めた目標を2つ検討しました。1つ目の目標は「最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後10年間で概ね8割減少させる」というもの。2つ目の目標といたしましては「宮城県沖地震(連動型)により想定される死者数を今後10年間で概ね半減させる」というものです。破線の中には、この目標の達成に関します減災推計の結果を示しております。1つめの目標は津波避難行動の向上により、2つ目の目標は揺れ・火災対策を推進することにより、これらの目標を達成することができるという試算結果が出ております。

最後に、6「調査完了後の予定」でございます。先ほど御審議いただきましたように、本調査の結果は、県地域防災計画に反映いたしますとともに、今後は、その周知や震災対策に関する普及啓発に加え、目標達成に向けて、具体的な施策をとりまとめたアクションプランを作成する予定としております。

なお、本調査における被害の予測結果は、資料裏面にその概要を整理するとともに、調査の過程や最終報告書の全文につきましては、資料右上のURL及びQRコードから御覧いただけますとともに、今回の調査結果を今後の防災対策に活用していただければ幸いです。

資料8につきましては、以上でございます。

続きまして、「報告事項(3)災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針について」を御説明いたします。資料9-1を御覧願います。

まず、1「県対応方針策定等の経緯」でございます。令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土砂災害において、静岡県が安否不明者の氏名等を公表したことが救助対象者の絞り込みに繋がりと、人命救助活動の効率化・円滑化に役立ちました。

これを踏まえ、同年9月に内閣府等から安否不明者の氏名等公表を奨励する通知があったことから、県内市町村との意見交換を経て、令和4年3月に本対応方針を策定いたしました。

なお、令和3年に改正された「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことや、国において「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が策定され、安否不明者の氏名等公表に係る統一的な考え方が示されたことを踏まえ、今年4月に本方針を改正しております。

次に、「2 県対応方針の概要」でございます。まず、「(1)公表の趣旨」についてですが、災

害が原因で「行方不明者」になる可能性がある「安否不明者」につきましては、災害時、人命救助活動の効率化・円滑化のために氏名等を公表いたします。また、「死者及び行方不明者」につきましては、国民の「知る権利」に応え、不確実情報の拡散防止のために氏名等を公表いたします。

次に、資料の右手に移りまして、「(2) 公表の考え方」について御説明いたします。「安否不明者」につきましては、改正個人情報保護法及び国指針に基づく全国共通の考え方とされており、市町村から提供される安否不明者リストの利用目的に、救助活動の効率化等のため氏名等を公表する旨を定めた上で公表することとしております。

次に、「行方不明者」につきましては、法の対象とされているものの、国指針で明確な基準が示されておらず、各地方公共団体において、適切に判断することとされているため、県では、災害応急対策としての公表の必要性は低いという国の見解や、東日本大震災における対応等を踏まえ、市町村から提供される行方不明者リストの利用目的に、国民の「知る権利」への対応等のため氏名等を公表する旨を定めた上で公表することとしております。また、市町村から県への氏名等の提供は、各市町村の個人情報の取扱いに基づき行われます。

最後に、「死者」につきましては、国指針及び法の対象外とされており、各地方公共団体において、適切に判断することとされているため、県では、今年4月から施行された「死者情報の提供等に関する事務取扱要綱」に基づき、行方不明者の考え方を準用し、市町村から提供される死者リストの利用目的に、国民の「知る権利」への対応等のため氏名等を公表する旨を定めた上で公表することとしており、市町村から県への氏名等の提供は、各市町村の死者情報の取扱いに基づき行われることとなります。

なお、氏名等公表に係る共通の留意事項といたしましては、本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止のため、住民基本台帳の閲覧制限がある場合や、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等により所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合は、公表対象から除くこととしております。

最後に、「3 県の対応状況」でございます。まず、(1)でございますが、氏名等の公表又は提供にあたっては、市町村においても利用目的の特定が必要となりますので、その具体的な特定方法等に関する説明を行うほか、市町村からの相談に対し必要な助言を適宜行っております。

次に(2)でございますが、実災害時の円滑な氏名等公表の実現に向け、市町村の意見を伺いながら、具体的な手順等に関するマニュアルの作成を進めております。

最後に(3)でございますが、説明にありまして、今年4月の改正個人情報保護法の改正等を踏まえた本方針の改正により、県における公表基準等が整理できたことから、今回の地域防災計画の修正において、県は、本方針に定める趣旨及び公表根拠等に基づき、死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等を公表する旨の記載を追記しております。

なお、本方針の全文につきましては、資料9-2としてお手元に配布しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願い申し上げます。

資料9につきましては、以上でございます。

報告事項(4)令和5年分の災害等の発生状況について、御説明いたします。資料10を御覧願います。資料に記載のとおり、令和5年に発生した災害は、風水害4件、雪害1件の計5件となっております。なお、9月30日までに被害の発生した自然現象を計上しており、また、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数に計上しておりません。

2ページを御覧ください。令和5年中は、1月6日に雪害により、軽傷者1名の人的被害が発生しております。また、2ページから4ページにかけて記載しておりますとおり、6月から9月にかけて大雨による災害が発生し、県内において多くの被害が発生しております。4ページを御覧願います。9月6日に発生した大雨による被害では、仙台市及び白石市で床下浸水が各1棟、合計2棟発生しており、被害額については、農業施設被害を中心に、約1億5千万円となっております。

昨今、「災害の激甚化・頻発化」と言う言葉をよく耳にいたしますが、本県といたしましては防災関係機関の皆様とともに、訓練などを通じて、災害時等における、より緊密な連携体制を構築していきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。資料10につきましては、以上でございます。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- それではただいまの説明について、報告事項4点について質問をお受けいたします。初めに会議出席の委員の皆様で、質疑等のある方はいらっしゃいますか。ないようですので、続きましてウェブ会議出席の委員の皆様で質疑等ある方いらっしゃいますか。ウェブ会議においても質問のある方はいらっしゃいませんでした。他に御質問との方はございませんか。無いようです。それでは以上で報告事項を終了させていただきます。

最後に「3 その他」について東北財務局様より情報提供がございます。東北財務局様よろしくお願いたします。

(発言者：東北財務局 中村総務部長)

- 東京財務局の中村です。本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。本日、地震保険に関するチラシ、リーフレットを配布させていただいております。地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、政府と民間の損害保険会社が共同で運営する制度でございます。本年9月1日は、関東大震災の発生から100年となる節目の年です。災害への自助・共助による備えとして、より多くの国民の皆様にご利用いただくことが重要であると考えております。

当局としましては、自治体や損保協会等と連携しつつ、地震保険制度の周知と加入促進を一層進めてまいりたく本日お集まりの関係者の皆様にも各種機会をとらえて、本日配布したチラシやリーフレットの配布の御協力をお願いしたいと考えております。本日はありがとうございます。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- 東北財務局様ありがとうございます。続きまして宮城県より情報提供がございます。復興・危機管理部長お願いたします。

(発言者：千葉復興・危機管理部長)

- 宮城県復興・危機管理部長の千葉でございます。先ほど東北財務局様の御説明がございましたけれども、それに関連いたしまして、一点ほど情報提供させていただきたいと思っております。本日は配布しております資料に「みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金」というチラシが入っております。これは、水災保険、地震保険に新規加入される皆様に最大1万2千円を補助するという制度でございます。

2年ほど前からやっておりますけれども、それまで最大の金額が家財で1千円、住家で3千円ということだったのですけれども、本年度から大幅にアップいたしまして、1万2千円の補助ということにしております。公的支援だけでは、災害による被害にあわれた家屋等の再建というのは中々難しいということで、こうした保険を活用しながら、ぜひ災害に備えていただきたいと思います。皆様には、この制度の周知をしていただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- その他委員の皆様より何か連絡事項がある方はいらっしゃいますか。ウェブ会議の出席の委員の皆様で連絡事項のある方はいらっしゃいますか。他に連絡することはございませんでしょうか。

(発言者：東北大学 長谷川委員)

- 東北大学の長谷川ですけど、よろしいでしょうか。防災会議なので、災害拠点病院の件について少し教えていただきたくて発言します。

マスコミ等でも4病院の再編・統合についていろいろ情報がでていますが、宮城県によりまして、災害医療について、仙台市内に集中する災害拠点病院の分散化によりリスク低減を図ると書いてあって、現在の災害拠点病院、全体で16あって、そのうち仙台市にあるのは7つ、だいたい半分ぐらいですね。宮城県の計画によると、日赤と労災病院が仙台市から外れると、仙台市は5病院で、全部で16ですから、仙台以外の病院は11、仙台市に31%ぐらいになるわけですね。

確かに16病院のうち7病院が仙台市にあるというのは仙台市内に集中しているというふうに見られますけれども、これって病院との人口、人数で決まるわけで、仙台市は宮城県の人口の半分ぐらいですよ。そうすると人口は半分だけれども病院の数を31%というのは、今の宮城県の計画だと必ずしも適切であると思えないですよ。ということで、2点質問させていただきたいのですが、1点は、こういうふうに素人目には適切には見えないのですが、どうしてそういう計画をお考えになったのかという点ですね。

もう1点はもしそうなった場合に災害というのは、人口密集地にどちらかというところ集中するわけで、そういう意味で仙台市は大丈夫なのか。この2点について防災会議の席で、是非とも今日、副知事さんがおられるところで、教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長：伊藤副知事)

○ 副知事の伊藤が回答させていただきます。

現在、宮城県ではお話のように仙台医療圏の病院の再編について検討を進めております。政策医療の課題解決ということから出発しますけれども、その中の一つの重要な柱として、災害拠点病院のバランスといった観点も入っております。確かに人口の比率ってということで考えますと、そのような見方もあろうかと思えます。ただ、災害時にはどのような災害が起こるかはもちろん、一概には言えないわけでありまして、災害の規模に応じて、災害拠点病院がそれぞれ連携をして、具体的にはDMATを配置したり、派遣いたします。また、規模が大きければ当然、さらに広域的な応援・支援というものを受けるということになるわけでありまして、災害拠点病院が、基本的には72時間、自分で自家発とかを持って活動できるようにということもありますけれども、場合によっては、災害拠点病院が交通の関係で活動が制限を受ける場合もあるかもしれません。そういう意味で、ある程度、人口比をベースとは言いながらも、地域バランスというのも必要ではないか。このような観点で考えているものであります。その場合、2点目のお話で、基本的には市街地と言いますか、都市に集中するという話も御もつともな点があると思えます。ただ、やはり先ほど申しましたように、実際に初動の救援活動ってことを考えます場合に、ある程度の地域バランスっていったものを相互に応援補完するという関係もありますので、災害拠点病院については一定のバランスということが必要ではないかということを考えています。もちろん、どちらが、定量的に計算して、どういう形がベストかっていう議論もあるかもしれませんが、他の政策医療、例えば救急医療とか周産期等の様々な政策医療とのそれぞれの全体を見た上での一番適切な組み合わせ、そしてまた新しい病院の配置というふうなことで、県としては提案として、お話のありましたような再編の提案をしていることをございます。

(発言者：東北大学 長谷川委員)

○ 私が申し上げたのは今現在だと仙台市は16分の7だとか44%で、人口比でいうと、やっぱり225分のうちの106万ですから、大体47%がいるわけですよ。それを変えるというのは適正配置という観点から、数値的に、この大体47%、大体半分ぐらいというのを変える理由がなんだろうかっていうのをお聞きしたかったのですが。

(議長：伊藤副知事)

○ 再び、副知事の伊藤でございます。先生の御趣旨は、基本的に人口、常住人口に比例して配置すべきというふうなお考えのようにお察しするのですが、先ほど申しましたのは、災害時の災害拠点病院の活動というのは、災害時の初動の医療体制の拠点、砦になるわけでありまして、具体的にはDMATを派遣したり、あるいは全国から来るDMATの活動を支援したりということになると思えます。従いまして、確かに災害そのものは都市で被害が大きいということはそのとおりだと思いますけれども、実際の救助活動を、災害医療ということを考えますと、やはりある程度の地域のバランスというものが必要ではないかという意見もあります。

そのため、必ずしも、人口比で人口に従属した形で配置するよりは、実際の活動を踏まえた適正な配置ということで、この方が良いと考えているところであります。

なお、救急医療とか災害医療の先生方、県が持っております附属機関の委員の先生方にも、こ

ういったことには御意見を求めておりますけれども、特に話のような人口比例でおくべきである、
っていうかたちでの強い反対というものは受けてないと認識しております。以上です。

(発言者：東北大学 長谷川委員)

- 御趣旨は分かりました。ここは防災会議の席なので、私は災害拠点病院だけについて質問させていただいたのですけれども、地域医療とか、いろんなものが絡んでくる、関係していますので、これはやはり地域住民というか、特に仙台市の場合は2つの病院がなくなるわけで、なくなる方の住民から見たら非常に心配だと思うのですよね。そういう心配の声というのを私はいっぱい聞いているんですが、これはやはり直接県の方に伺ったほうがいいのかなと思って、今日はいい機会と思って質問させていただいたんですけれども、やはり地域住民に理解してもらいながら計画を進めるというのが必要なんじゃないかと思います。例えば地元の説明会とかですね、あるいは、ホームページを利用するとか、いろんなことが考えられると思いますので、地域住民に理解してもらうための活動というか、そういうことをぜひともお願いしたいと思ひまして、発言させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長：伊藤副知事)

- ありがとうございます。先生、重要な御指摘でした。今、災害医療ということで、それを切り口に今この防災会議の場で御発言いただきましたが、もちろん地域の方々、御心配はそれにとどまらず、救急、周産期、あるいは普段の地域医療についても当然、御心配があると思います。何故そういったことを再編・検討しているのかということに、基本的な認識、課題状況等、まだまだ説明不足だった面があると思いますので、今、お話がありました説明会の開催も含めて、県としても丁寧に検討して進めてまいりたいと思ひしております。どうぞよろしくお願ひします。
ありがとうございます。

(発言者：東北大学 長谷川委員)

- ぜひともよろしくお願ひします。

(司会：防災推進課 鈴木副参事兼総括課長補佐)

- ありがとうございます。他に連絡事項等ございませんでしょうか。ウェブ会議の皆様においてもございませんでしょうか。

無いようですので、それでは、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度宮城県防災会議の一切を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

以 上